

証券コード 9890

第68期

定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時 2020年6月26日（金曜日）

受付開始 午前9時30分 開会 午前10時

場所 静岡県富士市大淵2373番地

株式会社マキヤ 本部3階 大会議室

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。

決議事項

議案 取締役8名選任の件



株式会社 マキヤ

株 主 各 位

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709番地の1
(連絡先 静岡県富士市大淵2373番地)

株式会社 マキヤ

代表取締役社長 川原崎 康雄

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染予防及び防止のため、本株主総会につきましては、適切な対策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、健康と安全を何よりも優先いただき、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 静岡県富士市大淵2373番地

株式会社マキヤ 本部3階 大会議室

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第68期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第68期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

計算書類報告の件

決議事項

議 案

取締役8名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合はインターネットの当社ウェブサイト (<https://www.makiya-group.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makiya-group.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・本株主総会にご来場の株主様には、マスクの着用等をお願いする場合がございます。(なお、持参が困難な株主様用に、会場受付にてマスクをご用意いたします。)
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・本株主総会日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、体調が優れないと思われる方は、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討くださいますようお願いいたします。また、会場にて体調が優れないとお見受けされる株主様に、検温をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・感染予防及び防止のため、会場でのお飲物のご提供サービスは中止いたします。
- ・本株主総会において、登壇役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会において、新型コロナウイルス感染予防及び防止のため開催時間を短縮して開催する場合がございます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境が着実に改善してきたものの、相次ぐ自然災害、米中通商問題による海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、国内外の経済活動は急激に停滞し、厳しい状況となっております。

個人消費につきましては、実質総雇用者所得が緩やかに増加し、消費者マインドは持ち直しつつあるものの、先行きへの不安などから節約志向が続いております。

当小売業界におきましても、消費者の将来不安に対する「生活防衛志向」、同業態・異業態をはじめEコマースも含めた「競争の激化」、将来的な「人口減少・高齢化」に伴う「可処分所得の減少」、人手不足や最低賃金の上昇による「人件費の高騰」など、依然として厳しい経営環境で推移しております。

このような状況の中、当社グループは、①『品揃え』の充実強化、②『品質』（鮮度と味）の改善、③『価格』の「安心安価」の実現、④『売り方』での品切れ撲滅と売場の磨き上げ、⑤『サービス』面での明るくあいさつと親切対応の実践、⑥『マネジメント』面での各種運用ルールの徹底と「作業改善」を重点施策として取り組んでまいりました。

さらに、お客様のお支払い方法の多様化の一環として、「スマートフォン決済」の導入や、従来のマキヤポイントカードに電子マネー機能を組み入れた「マキヤアプリカ」を導入するなど、お客様へのサービスと利便性の向上に努めてまいりました。これにより、前連結会計年度と比較して既存店ベースの「来店客数」は7.5%増加いたしました。

また、当社グループは、社会貢献活動にも力を入れており、前連結会計年度の相模原市への福祉車両の寄贈に続き、当連結会計年度は、日本赤十字社への台風第19号災害義援金の寄託と、富士市社会福祉協議会に福祉車両を寄贈いたしました。

当連結会計年度の主な店舗政策につきましては、以下のとおりであります。

区 分	店 舗 名	年 月	備 考
開 店	業務スーパー新座石神店 (埼玉県新座市)	2019年4月	新規開店
改 装	生鮮&業務スーパー大淵中野店 (静岡県富士市)	2019年6月	生鮮を導入した業務スーパーへの業態変更
開 店	ダイソー業務スーパー大淵中野店 (静岡県富士市)	2019年6月	新規開店(生鮮&業務スーパー大淵中野店内)
開 店	ダイソーエスポット静岡東店 (静岡県静岡市)	2019年6月	新規開店(エスポット静岡東店内)
開 店	業務スーパー寄居店 (埼玉県大里郡)	2019年7月	新規開店
改 装	エスポット沼津駅北店 (静岡県沼津市)	2019年9月	業務スーパー商材の導入
閉 店	ポテト梅名店 (静岡県三島市)	2019年9月	閉店、テナント転貸化
改 装	生鮮&業務スーパー木の宮店 (静岡県富士市)	2019年12月	生鮮を導入した業務スーパーへの業態変更
開 店	業務スーパー浜松原島店 (静岡県浜松市)	2020年2月	新規開店
改 装	エスポット駿東店 (静岡県駿東郡)	2020年3月	売場最新化

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益が68,923百万円(前年比5.9%増)、営業利益は834百万円(前年比2.6%増)、経常利益は964百万円(前年比3.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は360百万円(前年比2.2%増)で増収増益となりました。

なお、特別利益に台風被害に係る受取保険金を4百万円、特別損失に減損損失等を374百万円計上しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①小売業

営業収益は68,500百万円（前年比6.0%増）となりました。『フード（食品）部門』につきましては、「エスポット（フード）」と「業務スーパー」が引き続き好調に推移し、生鮮食品及び加工食品ともに前連結会計年度を上回る結果となりました。『ノンフード（非食品）部門』につきましては、当連結会計年度に開店した「ダイソー」店舗の売上寄与とヘルス&ビューティー商品の販売が前連結会計年度を上回ったものの、生活関連商品や住関連商品は暖冬の影響等で前連結会計年度を下回る結果となりました。

また、営業利益は1,046百万円（前年比3.7%増）となりました。これは売上高の増加に伴う売上総利益額の増加等によるものであります。

②不動産賃貸事業

営業収益は422百万円（前年比3.8%増）、営業利益は161百万円（前年比4.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の額は、小売業が1,166百万円、不動産賃貸事業が2百万円、全社資産が213百万円で総額1,382百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは次のとおりであります。

小売業

エスポット2店舗 改装費用	365百万円
業務スーパー3店舗 新規開店設備費用	226百万円
POSレジ入れ替え費用	173百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの収束時期の見通しや、収束後の景気と消費動向が懸念されるとともに、消費者の「生活防衛志向」や「競争の激化」、「人手不足」など、依然として厳しい経営環境が続くものと予測されます。

また、今後、我が国経済が本格的に直面していく「少子・高齢化」と「人口減少」の経済環境の中では、単なる「低価格」販売だけでなく、消費者（生活者）の「毎日の生活」のために、今後も「より良い商品」を「低価格」でご提供する努力を継続しつつ、新たな『需要創造』につながる『品揃え』の改善と『売り方』の改革に、全力で取り組んで行かなければならないと考えております。

このような環境の中、当社グループは、お客様のより豊かな生活のために、お客様のご期待に応え、お客様に支持され“ファン”になって頂けるお店を目指して、新たに経営改革プロジェクト『MAP 3』（Makiya-group Advacing Profit 3）を編成し、各経営改革目標数値を設定して、その実現のために

- ①、「ロス額」の削減。
- ②、「値入率」の改善。
- ③、「人的生産性」の改善。

を全力で推進し、経営基盤の強化と企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 2017年3月期	第 66 期 2018年3月期	第 67 期 2019年3月期	第 68 期 (当連結会計年度) 2020年3月期
営業収益 (百万円)	61,813	63,523	65,057	68,923
経常利益 (百万円)	835	821	936	964
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	280	124	353	360
1株当たり当期純利益 (円)	28.09	12.46	35.36	36.13
総 資 産 (百万円)	30,369	29,906	29,982	30,762
純 資 産 (百万円)	14,022	13,815	13,793	14,020

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計額であります。
 2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 M K ・ サービス	10,000千円	100%	惣菜製造 グループ内物流業務 精肉プロセスセンター等の運 営

(7) 主要な事業内容

(2020年3月31日現在)

当社グループは、主要事業である生鮮食品・加工食品・生活雑貨・家電製品・DIY・ペット・レジャー用品などバラエティーに富んだ商品を販売する総合ディスカウント店（エスポット）、食品スーパー（ポテト・マミー）、業務用食料品販売店（業務スーパー）、リサイクルショップ（ハードオフ）、インテリアショップ（エ・コモード）、100円均一ショップ（ダイソー）の運営を行う「小売業」及び所有不動産等の賃貸事業等を行う「不動産賃貸事業」を展開しております。

(8) 主要拠点等

(2020年3月31日現在)

株式会社マキヤ …… 本社 : 静岡県沼津市(※)
 店舗 : 90店舗

区 分	静 岡 県	神 奈 川 県	山 梨 県	埼 玉 県	
総合ディス カウント店 「エスポット」 (21 店 舗)	藤枝店 静岡駅南店 静岡東店 静岡千代田店 清水天王店 富士宮店 富士店 新富士駅南店 沼津駅北店	駿東店 長泉店 裾野店 御殿場店 函南店 韮山店 富士松岡店	湯河原店 小田原シティモー ル店 伊勢原店 新横浜店 淵野辺店	—	
食 品 ス ー パ ー 「ポ テ ト」 (10 店 舗)	城山店 淀川店 野中店 栗倉店 松野店 岩本店 森島店 中里店	錦田店 小山店	—	—	
生 鮮 & 業 務 ス ー パ ー 「m a m y」 (5 店 舗)	広見店 原町店 西沢田店 三園店 二枚橋店	—	—	—	
業務用食料品販売店 「業務スーパー」 (41 店 舗)	小豆餅店 浜松相生店 浜松原島店 磐田店 袋井店 島田店 藤枝緑町店 焼津店 静岡田町店 静岡千代田店 草薙店 清水店 三園平店 富士宮店 大淵中野店	木の宮店 吉原今泉店 厚原店 大岡沼津店 三島店 三島南店 修善寺店 熱海店 伊東店 伊東吉田店 御殿場店 伊豆下田店 御前崎店 沼津錦町店	小田原成田店 真田店	甲府昭和店 富士吉田店 韮崎店 アクロス山梨店 里吉店 甲府湯村店	寄居店 新座石神店 与野店 川口八幡木店
リサイクルショップ 「ハードオフ」 (5 店 舗)	富士店 沼津店 三島店	富士宮ひばりが 丘店 静岡東店	—	—	

(注) 上記の他に、100円ショップ「ダイソー」を5店舗、インテリアショップ「エ・コモード」を3店舗展開しております。

※なお、同所は登記上の所在地であり、本部機能は静岡県富士市であります。

(9) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
403名	3名減

(注) 従業員の中にはパートタイマー (1,564名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社静岡銀行	1,306百万円
スルガ銀行株式会社	1,123百万円
株式会社みずほ銀行	917百万円
株式会社三井住友銀行	793百万円
三井住友信託銀行株式会社	599百万円
株式会社三菱UFJ銀行	504百万円
株式会社横浜銀行	182百万円
明治安田生命保険相互会社	70百万円

2. 会社の株式に関する事項

(2020年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 9,983,453株 (自己株式 556,747株を除く。)

(2) 株主数 2,449名 (前期末比 187名増)

(3) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社 マキリ	4,343千株	43.5%
マキヤ取引先持株会	739千株	7.4%
公益財団法人 マキヤ奨学会	700千株	7.0%
株式会社 静岡銀行	495千株	5.0%
スルガ銀行株式会社	489千株	4.9%
三井住友信託銀行株式会社	187千株	1.9%
三井住友海上火災保険株式会社	139千株	1.4%
矢部伸泰	128千株	1.3%
株式会社 三菱UFJ銀行	123千株	1.2%
株式会社 三井住友銀行	121千株	1.2%

(注) 自己株式については、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川原崎 康雄	(株)MK・サービス代表取締役社長
取締役	矢部 利久	執行役員財務部長、(株)マキリ代表取締役社長
取締役	早川 紀行	執行役員NF商品部長兼販売統括部長
取締役	竹島 剛	執行役員経理部長
取締役	篠原 忠夫	執行役員企画・開発部長
取締役	鈴木 貴之	執行役員FD商品統括部長
取締役	向 眞生	公認会計士向眞生事務所
取締役	幸山 秀明	静岡富士法律事務所
常勤監査役	湯山 勝博	
監査役	加部 利明	
監査役	清川 修	

- (注) 1. 取締役 向 眞生氏及び幸山秀明氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 湯山勝博氏、加部利明氏及び清川 修氏は社外監査役であります。
 3. 2019年6月27日開催の第67期定時株主総会において、鈴木貴之氏、向 眞生氏及び幸山秀明氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 4. 2019年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、高藤忠治氏及び花木成一氏は取締役に任期満了により退任し、田中保幸氏は監査役を辞任いたしました。
 5. 取締役 向 眞生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役 幸山秀明氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役 湯山勝博氏は、銀行業界に長く籍を置き、金融関連における広範な知識により、企業経営全般に亘る客観的な視点や主に財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 当社は、取締役 向 眞生氏及び監査役 湯山勝博氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 9. 当社と各社外取締役・各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく損害賠償責任の限度額は金200万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 103,458千円 (うち社外 4名 5,250千円)
監査役 4名 12,480千円 (うち社外 3名 10,880千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2007年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は1990年6月27日開催の第38期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給人員には、2019年6月27日付で退任した社外取締役2名及び監査役1名に対する報酬がそれぞれ含まれております。
4. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,460千円(取締役10名9,380千円、監査役4名1,080千円)が含まれております。
5. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額5,430千円(取締役6名5,430千円)が含まれております。
6. 上記支給額のほか、2019年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、当事業年度において役員退職慰労金として退任取締役2名及び退任監査役1名に対し、総額5,100千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
幸山秀明	社外取締役	静岡富士法律事務所	法律顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

②当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況

氏 名	当事業年度における 主な活動内容
向 眞 生	2019年6月27日就任以降に開催された取締役会に13回出席し、財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営全般に亘る客観的な視点で、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
幸 山 秀 明	2019年6月27日就任以降に開催された取締役会に12回出席し、法律・コンプライアンスに関する専門的な知識と、企業経営全般に亘る客観的な視点で、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
湯 山 勝 博	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に人事・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
加 部 利 明	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に財務・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
清 川 修	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に経理・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査役会の開催回数は17回であります。
2. 上記取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定日 2017年3月28日）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ コンプライアンス体制の基礎として「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
 - ロ 内部統制監査室は総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査するとともに、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。
 - ハ 法的・倫理的問題の早期発見・是正を目的として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務執行に係る情報を「書面」または「電磁的媒体」に記録し、適切に保存・管理する。
 - ロ 上記情報の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」の定めに従う。
 - ハ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「リスク管理規程」の定めに従い、個々のリスクにおける管理責任者を決定し、速やかに対処するリスク管理体制を構築する。
 - ロ 不測の事態の発生時は、「緊急事態対策規程」の定めに従い、社長を室長とする「緊急事態対策室」を設置し、迅速な対応を行うことで、損害拡大の防止に努め、これを最小限に止める体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、月1回、「取締役会」を開催するほか、必要に応じて、「臨時取締役会」を開催するとともに、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前にと取締役、各部部长及び常勤監査役によって構成される「経営会議」において議論し、その審議を経て、「取締役会」にて決議する。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行、職責の範囲及び執行手続等の詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の定めに従い、実行する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
 - ロ グループ企業全体に及ぶ会議体を運営し、当社グループ間の情報共有化と職務執行を管理する。
 - ハ 当社は、「関係会社管理規程」の定めに従い、子会社に対し、その業務の執行状況や意思決定事項等の事前報告を義務付ける。

- ニ 当社のグループ間取引については、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし、適切に行われるように管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役を補助すべき使用人を置く場合は、予め監査役会の同意を得るものとする。
- ロ 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い、人事異動・賃金等の改定については、事前に監査役の同意を得るものとする。
- ハ 当該使用人が他部署の業務を兼務している場合、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、速やかに当該内容を報告する。
- ロ 監査役は、「取締役会」・「経営会議」等に参加し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求める。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び当社の子会社は、当該報告をした者に対してこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し、周知・徹底する。
- ロ 取締役または使用人が内部通報窓口等を利用し、監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人及び各業務執行取締役並びに重要な各使用人と定期的に情報・意見交換を行う。
- ロ 監査役会は、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人と意見交換及び協議し、監査業務に関して連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

- イ 取締役会を17回（書面決議を除く）開催し、法令に定められた事項や重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、確認を行っております。
- ロ 監査役会を17回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部統制監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行っております。

② コンプライアンスに関する取組み状況

- イ 当社グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「マキヤグループ行動規程」等の遵守を図り、その体制の維持及び整備を推進するための教育・研修等を適宜に実施しております。
- ロ 法的・倫理的問題を早期に発見し是正するための体制として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置し、運営をしております。

③ 損失の危険の管理に関する取組み状況

不測の事態に備え、「マキヤグループ災害対策基本方針」を定めるとともに、「大災害対応マニュアル」を策定し、「BCP（事業継続計画）」の発動手順を整備し、事業継続に向けての実施体制の確立を図っております。

④ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取組み状況

- イ 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、いずれも社外監査役である監査役3名も出席しております。取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布等により、重要案件の審議に必要な時間を十分に確保するよう努めております。
- ロ 経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前にと取締役、各部長及び常勤監査役によって構成され、定期的に行われる経営会議において議論並びに審議を行っております。

⑤ 監査役への報告及び内部監査部門との連携状況

- イ 監査役は、当社グループの重要な会議に出席し、必要な報告を受けております。また、各取締役、会計監査人及び内部統制監査室との会合を定期的に行い、情報交換を行っております。
- ロ 内部統制監査室が定期的に行う内部監査報告会に常勤監査役1名が出席し、監査の実施状況等の報告を受けております。
- ハ 財務報告の信頼性の確保については、監査計画に基づき内部統制監査室が内部統制評価を実施し、監査役会に報告しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持することを基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当金につきましては、中間配当7円50銭、期末配当7円50銭、併せて年間配当金15円とさせていただきます。

なお、今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、事業の展開に努めてまいります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開へ投入していくこととしております。

自己株式の処分、活用につきましては当社の財務状況や株価の推移なども勘案しつつ、より良い資本政策を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,426,012	流動負債	11,231,007
現金及び預金	1,780,380	買掛金	5,406,561
売掛金	1,134,495	短期借入金	2,710,531
商品	5,225,073	リース債務	411,907
その他	286,403	未払金	1,608,137
貸倒引当金	△340	未払法人税等	248,693
		賞与引当金	162,337
固定資産	22,336,292	役員賞与引当金	5,430
有形固定資産	17,616,388	ポイント引当金	73,565
建物及び構築物	8,964,239	損害賠償引当金	120,000
機械装置及び運搬具	21,845	その他	483,842
工具器具及び備品	45,044	固定負債	5,510,510
土地	7,573,266	長期借入金	2,787,907
リース資産	1,011,444	リース債務	834,505
その他	550	退職給付に係る負債	794,302
無形固定資産	763,585	役員退職慰労引当金	86,530
リース資産	41,525	資産除去債務	579,950
その他	722,060	その他	427,313
投資その他の資産	3,956,318	負債合計	16,741,517
投資有価証券	664,150	(純資産の部)	
長期貸付金	158	株主資本	14,009,428
繰延税金資産	847,674	資本金	1,198,310
敷金及び保証金	2,433,590	資本剰余金	1,083,637
その他	10,743	利益剰余金	12,173,685
資産合計	30,762,305	自己株式	△446,204
		その他の包括利益累計額	11,359
		その他有価証券評価差額金	144,823
		退職給付に係る調整累計額	△133,463
		純資産合計	14,020,788
		負債及び純資産合計	30,762,305

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	68,254,522
売上原価	53,813,688
売上総利益	14,440,833
営業収入	
不動産賃貸収入	668,477
営業総利益	15,109,311
販売費及び一般管理費	14,274,437
営業利益	834,873
営業外収益	
受取利息・配当金	11,309
受取手数料	68,945
仕入割引	6,337
リサイクル収入	47,627
その他営業外収益	43,489
営業外費用	
支払利息	24,218
株主優待費用	13,628
固定資産処分損	432
その他営業外費用	9,879
経常利益	964,422
特別利益	
受取保険金	4,276
特別損失	
減損損失	356,798
店舗閉鎖損失	6,849
災害による損失	9,518
固定資産売却損	1,510
税金等調整前当期純利益	594,021
法人税、住民税及び事業税	331,713
法人税等調整額	△98,491
当期純利益	360,798
親会社株主に帰属する当期純利益	360,798

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,083,637	11,962,638	△446,185	13,798,400
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,751		△149,751
親会社株主に帰属する当期純利益			360,798		360,798
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	211,047	△18	211,028
当 期 末 残 高	1,198,310	1,083,637	12,173,685	△446,204	14,009,428

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	136,778	△141,982	△5,203	13,793,196
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△149,751
親会社株主に帰属する当期純利益				360,798
自 己 株 式 の 取 得				△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,044	8,518	16,563	16,563
当 期 変 動 額 合 計	8,044	8,518	16,563	227,591
当 期 末 残 高	144,823	△133,463	11,359	14,020,788

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況
連結子会社の数 1社
主要な連結子会社の名称
株式会社MK・サービス
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
—
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の状況
持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0社
 - (2) 持分法を適用していない関連会社
持分法を適用していない関連会社数 0社
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
 - a 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ たな卸資産
 - a 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - b 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～38年

機械装置及び運搬具 4年～15年

工具器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び更生債権

財務内容評価法

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 損害賠償引当金

損害賠償金の支払に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる損失額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 - ③ ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,945,541千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	189,700千円
土地	2,128,824千円
投資有価証券	65,700千円
計	2,384,225千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1,288,430千円
長期借入金	1,847,269千円
計	3,135,700千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,540千株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月7日 取締役会	普通株式	74,876	7.50	2019年 3月31日	2019年 6月28日
2019年11月1日 取締役会	普通株式	74,875	7.50	2019年 9月30日	2019年 12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年5月8日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	74,875	7.50	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に小売事業を行うための設備投資計画に照らして、中長期的な設備資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、その殆どが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

また、店舗建物及び敷地等の賃借や営業に伴う敷金及び保証金の差入れを行っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。金利については、固定金利により調達しております。変動金利により調達する場合には、変動リスクに晒されますが、デリバティブ取引を利用してヘッジすることとしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合は、一般売掛金規程に従い、顧客ごとに回収期日及び残高管理を行うとともに、顧客の信用状態を定期的に把握する体制をとっております。連結子会社についても、当社の一般売掛金規程に準じて、同様の管理をしております。

敷金及び保証金は、取引先ごとの管理台帳に基づき回収期日及び残高管理を行っており、一般売掛金規程に準じた管理をしております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や株式発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利については固定金利を利用してありますが、変動金利により資金調達する場合には、原則として変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき財務部が適時に資金繰計画を策定、更新するとともに、資金繰実績との対比分析をすることなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。
((注)2.をご参照ください。)

(単位：千円)

内 容	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,780,380	1,780,380	－
(2)売掛金	1,134,495	1,134,495	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	659,998	659,998	－
(4)長期貸付金	325	338	12
(5)敷金及び保証金			
①敷金	1,469,568	1,397,255	△72,312
②保証金	964,022	927,141	△36,881
資産 計	6,008,790	5,899,609	△109,181
(1)買掛金	5,406,561	5,406,561	－
(2)短期借入金	1,360,000	1,360,000	－
(3)未払金	1,608,137	1,608,137	－
(4)未払法人税等	248,693	248,693	－
(5)長期借入金	4,138,439	4,138,501	62
(6)リース債務	1,246,413	1,243,192	△3,220
負債 計	14,008,245	14,005,086	△3,158
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらの時価はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については以下のとおりであります。

その他有価証券

(単位：千円)

内 容	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	464,004	185,941	278,062
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	195,993	267,578	△71,585
合 計		659,998	453,520	206,477

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらの時価はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されている取引

金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金の 支払金利	40,000	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

内 容	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,152

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,780,380	—	—	—
売掛金	1,134,495	—	—	—
長期貸付金	167	158	—	—
敷金及び保証金	35,125	121,998	111,315	219,291

※敷金1,450,409千円及び保証金495,451千円については、償還予定額が見込めないため、上記には含めておりません。

(注) 4. 借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,360,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,350,531	1,033,480	751,642	514,534	243,416	244,834
リース債務	411,907	337,475	255,658	166,558	64,722	10,090

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、静岡県その他の地域において、賃貸用の店舗（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時	価
2,303,991		1,887,287

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,404円40銭
2. 1株当たり当期純利益 36円13銭

* 1株当たり当期純利益の算定の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	360,798千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	360,798千円
普通株式の期中平均株式数	9,983千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,005,839	流動負債	11,140,596
現金及び預金	1,360,336	買掛金	5,448,680
売掛金	1,126,635	短期借入金	1,360,000
商品	5,200,458	1年内返済予定の長期借入金	1,350,531
貯蔵品	37,788	リース債務	406,444
前渡金	6,228	未払金	1,499,110
前払費用	40,596	未払法人税等	236,760
その他流動資産	234,098	未払消費税等	143,914
貸倒引当金	△302	未払費用	3,115
固定資産	22,170,928	賞与引当金	162,337
有形固定資産	17,525,049	役員賞与引当金	5,430
建物	8,561,125	ポイント引当金	73,565
構築物	324,279	損害賠償引当金	120,000
機械及び装置	16,914	その他流動負債	330,706
車両運搬具	0	固定負債	5,317,521
工具器具及び備品	44,963	長期借入金	2,787,907
土地	7,573,266	リース債務	831,799
リース資産	1,003,950	退職給付引当金	604,020
建設仮勘定	550	役員退職慰労引当金	86,530
無形固定資産	755,071	預り敷金及び保証金	427,313
借地権	406,622	資産除去債務	579,950
ソフトウェア	271,109	負債合計	16,458,118
電話加入権	34,383	(純資産の部)	
リース資産	41,525	株主資本	13,573,826
水道施設利用権	1,430	資本金	1,198,310
投資その他の資産	3,890,807	資本剰余金	1,083,637
投資有価証券	664,150	資本準備金	1,076,340
関係会社株式	10,000	その他資本剰余金	7,297
長期貸付金	158	利益剰余金	11,738,083
敷金及び保証金	2,433,590	利益準備金	195,121
繰延税金資産	772,343	その他利益剰余金	11,542,961
その他投資	10,563	別途積立金	8,265,000
資産合計	30,176,768	圧縮積立金	74,485
		繰越利益剰余金	3,203,476
		自己株式	△446,204
		評価・換算差額等	144,823
		その他有価証券評価差額金	144,823
		純資産合計	13,718,649
		負債・純資産合計	30,176,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		68,156,363
売 上 原 価		53,873,989
売 上 総 利 益		14,282,373
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入		709,901
営 業 総 利 益		14,992,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,270,840
営 業 利 益		721,434
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	11,306	
受 取 手 数 料	68,443	
仕 入 割 引	6,337	
リ サ イ ク ル 収 入	47,376	
そ の 他 営 業 外 収 益	34,046	167,509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,114	
株 主 優 待 費 用	13,628	
固 定 資 産 除 却 損	432	
そ の 他 営 業 外 費 用	9,879	48,056
経 常 利 益		840,888
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	4,276	4,276
特 別 損 失		
減 損 損 失	356,798	
店 舗 閉 鎖 損 失	6,849	
災 害 に よ る 損 失	9,518	
固 定 資 産 売 却 損	1,510	374,677
税 引 前 当 期 純 利 益		470,487
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	295,106	
法 人 税 等 調 整 額	△103,913	191,192
当 期 純 利 益		279,294

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	11,413,419	11,608,541
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△149,751	△149,751
当 期 純 利 益						279,294	279,294
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	129,542	129,542
当 期 末 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	11,542,961	11,738,083

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△446,185	13,444,302	136,778	136,778	13,581,081
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△149,751			△149,751
当 期 純 利 益		279,294			279,294
自 己 株 式 の 取 得	△18	△18			△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8,044	8,044	8,044
当 期 変 動 額 合 計	△18	129,523	8,044	8,044	137,568
当 期 末 残 高	△446,204	13,573,826	144,823	144,823	13,718,649

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(注) その他利益剰余金の内訳

残高及び変動事由	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	8,265,000	74,485	3,073,933	11,413,419
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△149,751	△149,751
当 期 純 利 益			279,294	279,294
当 期 変 動 額 合 計	－	－	129,542	129,542
当 期 末 残 高	8,265,000	74,485	3,203,476	11,542,961

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項 (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - a 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	8年～38年
構築物	10年～20年
機械及び装置	7年～15年
車両運搬具	4年～5年
工具器具及び備品	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (4) 長期前払費用
均等償却を採用しております。
なお、主な償却期間は、5年であります。
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。
 - ① 一般債権
貸倒実績率法
 - ② 貸倒懸念債権及び更生債権
財務内容評価法
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (4) ポイント引当金
顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度における将来利用見込額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - (6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (7) 損害賠償引当金
損害賠償金の支払に備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を計上しております。
- 4. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 - (3) ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,408,201千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	33,708千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	319,534千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	189,700千円
土地	2,128,824千円
投資有価証券	65,700千円
計	2,384,225千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	756,680千円
1年内返済予定の長期借入金	531,750千円
長期借入金	1,847,269千円
計	3,135,700千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高	
不動産賃貸収入	41,424千円
仕入高	1,632,544千円
販売費及び一般管理費	1,353,289千円
営業取引以外の取引高	1,200千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県	店舗 7店舗	建物他	75,096千円
神奈川県	店舗 1店舗	建物他	281,701千円
合計			356,798千円

当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である店舗別及び賃貸物件別に、遊休資産についても個別物件別に行っております。また、本社他の資産グループについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	減損損失
建物	214,691千円
構築物	7,320千円
機械及び装置	120千円
工具器具及び備品	3,601千円
土地	20,299千円
リース資産	104,742千円
借地権	5,922千円
水道施設利用権	99千円
合計	356,798千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュフローを1.61%で割り引いて算定し、正味売却価額は、主に不動産鑑定評価額等合理的な見積りにより評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

556千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	48,473千円
未払事業税	16,554千円
商品券	34,175千円
ポイント引当金	21,966千円
未払事業所税	7,969千円
退職給付引当金	180,360千円
役員退職慰労引当金	25,837千円
減損損失	533,666千円
一括償却資産	2,718千円
投資有価証券評価損	4,348千円
資産除去債務	173,173千円
土地評価差額	123,432千円
その他	95,992千円
繰延税金資産小計	1,268,670千円
評価性引当額	△222,103千円
繰延税金資産合計	1,046,567千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△53,957千円
その他有価証券評価差額金	△61,654千円
土地評価差額	△124,484千円
圧縮積立金	△34,128千円
繰延税金負債合計	△274,223千円
繰延税金資産の純額	772,343千円

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用店舗設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)MK・サー ビス	所有 直接100%	役員の兼任	商品の仕入	1,632,544	買掛金	155,634
				物流費等	1,639,772	未払金	163,866

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,374円13銭
 2. 1株当たり当期純利益 27円97銭
- * 1株当たり当期純利益の算定の基礎
- | | |
|--------------|-----------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 279,294千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 279,294千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 9,983千株 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 園 田 博 之 ㊞

公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキヤの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 園田博之 ⑩

公認会計士 川口靖仁 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキヤの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 マキヤ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 湯 山 勝 博 ⑩

社外監査役 加 部 利 明 ⑩

社外監査役 清 川 修 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわら さき やす お 川原崎 康 雄 (1954年3月30日生) 再任 社内	1990年2月 当社入社 経営管理部長 1990年6月 当社取締役 1997年7月 当社常務取締役社長室長兼エスポート営業部長 2003年11月 (株)ひのや取締役 2005年4月 当社専務取締役 2005年12月 (株)ハイデリカ (現(株)MK・サービス) 取締役 2006年3月 (株)MKカーゴ (現(株)MK・サービス) 取締役 2008年3月 (株)MKカーゴ (現(株)MK・サービス) 代表取締役社長 (現任) 2008年10月 当社代表取締役社長 (現任)、(株)ハイデリカ (現(株)MK・サービス) 代表取締役社長、(株)ひのや代表取締役社長	15,400株
候補者とした理由 当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	や べ とし ひさ 矢部 利 久 (1961年11月18日生) 再任 社内	1989年3月 当社入社 1999年5月 (財)マキヤ奨学会 (現(公財)マキヤ奨学会) 理事長 (現任) 2008年9月 (株)マキリ代表取締役社長 (現任) 2008年10月 当社総務部長 2009年1月 当社取締役総務部長 2009年2月 当社取締役経営管理部長 2009年6月 当社取締役経理・財務部長 2011年4月 当社取締役財務部長 2015年9月 当社取締役経理財務部長 2017年6月 当社取締役執行役員経理・財務統括部長 2018年6月 当社取締役執行役員財務部長 (現任)	94,816株
候補者とした理由 当社グループの経理財務及び経営管理に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	はやかわのりゆき 早川紀行 (1958年10月17日生) 再任 社内	1981年4月 (株)ダイクマ(現(株)ヤマダ電機)入社 1991年3月 (株)ライフボックス商品部 1993年1月 (株)マキバ商品部長 2004年9月 (株)ホームセンターアント商品部長 2009年4月 当社入社 2013年7月 当社NF商品副部長 2013年12月 当社NF商品部長 2018年6月 当社取締役執行役員NF商品部長 2020年2月 当社取締役執行役員NF商品部長兼販売統括部長(現任)	800株
	候補者とした理由 小売業界に長く籍を置き、商品部門に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	たけしまつよし 竹島剛 (1962年10月31日生) 再任 社内	1981年4月 飯田昭夫税理士事務所入所 1995年4月 富士ソフト(株)経営企画部 2006年5月 (株)エスケーホーム管理部長 2010年4月 当社入社 2011年1月 当社経理・財務副部長 2011年4月 当社経理部長 2015年9月 当社経理・財務副部長 2017年7月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役執行役員経理部長(現任)	800株
	候補者とした理由 経理部門に長く籍を置き、経理・経営企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	しのはらただお夫 篠原忠夫 (1971年1月28日生) 再任 社内	1993年3月 当社入社 2011年1月 当社販促企画(現営業企画)部長 2017年7月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長 2017年8月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長兼ESP販売部長 2018年6月 当社取締役執行役員販売・企画統括部長兼営業企画部長兼ESP販売部長兼開発建設部長 2020年2月 当社取締役執行役員企画・開発部長(現任)	3,500株
	候補者とした理由 当社グループの販売促進・営業企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	すずき たかゆき 鈴木 貴之 (1973年5月24日生) 再任 社内	1997年4月 当社入社 2012年4月 当社FD商品部長 2012年7月 当社ドライFD商品部長 2013年2月 当社FD商品部長 2014年3月 当社生鮮FD商品部長 2015年6月 (株)MK・サービス取締役(現任) 2016年3月 当社惣菜ベーカリー商品部長 2017年7月 当社生鮮FD商品部長 2018年7月 当社執行役員生鮮FD商品部長 2019年6月 当社取締役執行役員生鮮FD商品部長 2020年2月 当社取締役執行役員FD商品統括部長(現任)	1,300株
候補者とした理由 当社グループのフード商品に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	むかい まさお 向 眞生 (1957年3月9日生) 再任 社外	1981年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年9月 公認会計士登録 1996年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員 2003年6月 同監査法人代表社員 2018年7月 公認会計士向眞生事務所開所(現任) 2019年4月 (株)アウトソーシングテクノロジー取締役監査等委員(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	— 株
候補者とした理由 公認会計士並びに監査法人の代表社員として長年企業会計に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

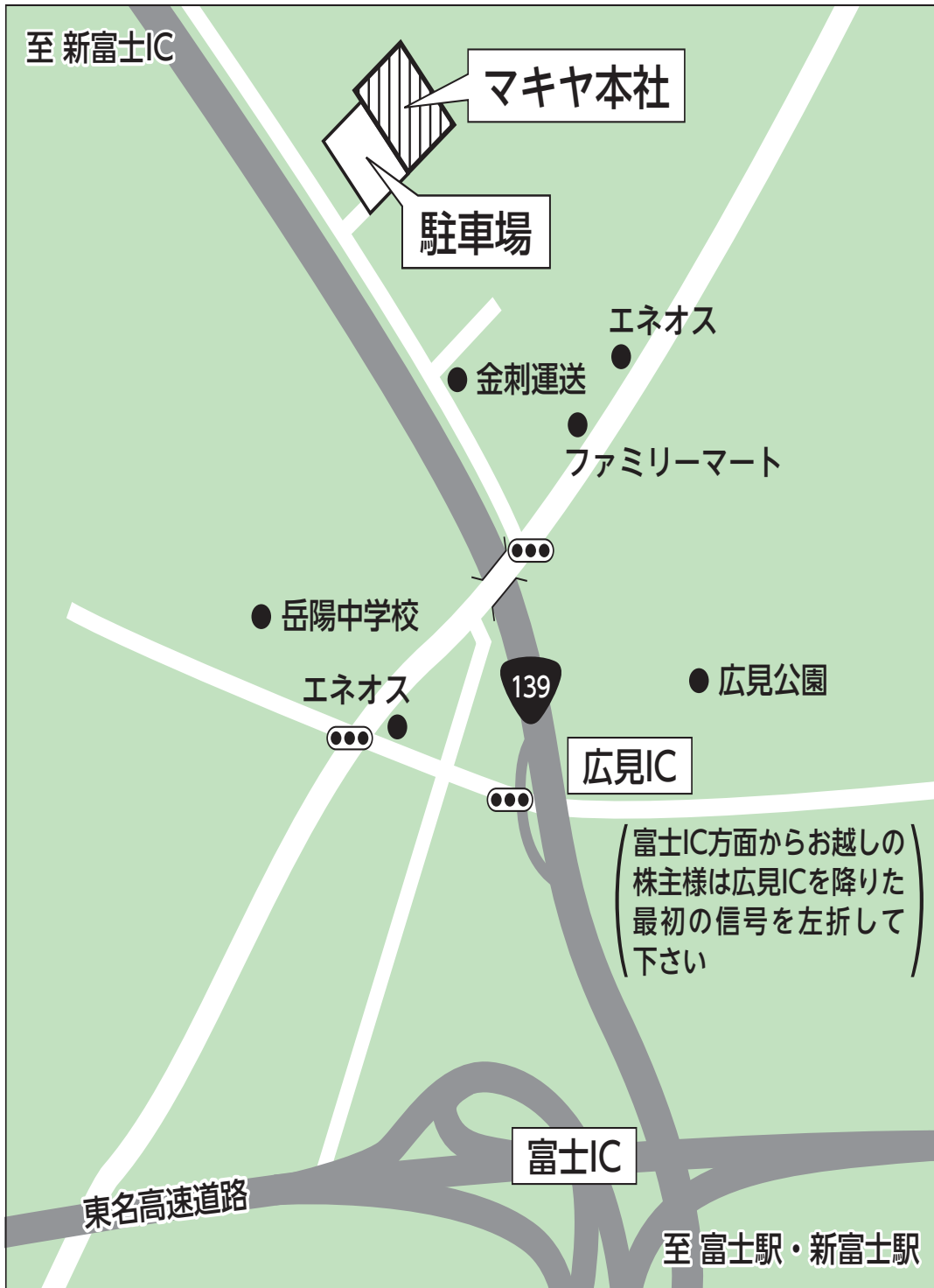
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	こう やま ひで あき 幸 山 秀 明 (1961年10月16日生) 再任 社外	1991年4月 静岡県弁護士会弁護士登録 1991年4月 静岡富士法律事務所入所(現任) 2010年4月 静岡県弁護士会副会長 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一 株
候補者とした理由 弁護士として長年法曹界に携わり、法律・コンプライアンスに関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 株式会社マキリは、当社に対する持株比率が43.5%の当社の関係会社です。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 向 眞生、幸山秀明の両氏は社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、向 眞生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
 5. 向 眞生、幸山秀明の両氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
 6. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社は、向 眞生、幸山秀明の両氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。向 眞生氏、幸山秀明の両氏の選任が承認された場合、当社と両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・社外取締役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

静岡県富士市大淵2373番地
株式会社マキヤ 本部3階 大会議室
電話番号 (0545) 36-1000(代)



- 交通機関
のご案内
- J R 富士駅北口より…………… タクシー15分
 - J R 新富士駅(新幹線)より… タクシー15分
 - お車 富士IC(東名高速)より…5分
 - お車 新富士IC(新東名)より…6分